

新しい保険証を郵送します

8月1日(火)から国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。国民健康保険(国保)に加入している全世帯に7月上旬以降に郵送します。
問い合わせ 国民健康保険課(☎27-2735)

【保険証が届いたら必ず確認】

保険証が届いたら、国保に加入している家族全員分の保険証が届いているか、社会保険などに加入している人の保険証が届いていないか、氏名や住所に誤りがないかを必ず確認してください。

【新しい保険証の有効期限】

新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日(水)です。75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となる人の保険証の有効期限は、誕生日の前日です。該当者には有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

【国民健康保険税(国保税)に滞納がある場合】

災害など特別の事情もなく国保税の滞納を続けた場合、資格証明書を交付します。資格証明書の場合、医療機関でいったん医療費を全額支払う必要があります。

【有効期限が過ぎた保険証は返却を】

有効期限の過ぎた保険証は、国民健康保険課または各支所市民サービス課に返却するか、各自で処分してください。

こんなときは国民健康保険の届け出をしましょう

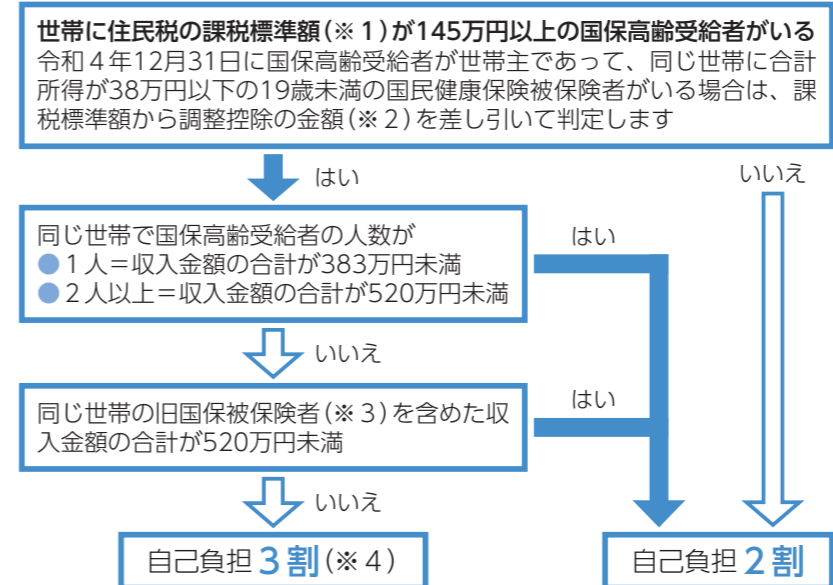
	こんなとき	手続きに必要な物
国保に加入する	他の市区町村から転入した	転出証明書
	職場の健康保険をやめた・家族などの扶養から外れた	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
国保をやめる	外国人で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート
	他の市区町村に転出する	世帯全員の保険証
	職場の健康保険に加入した・家族などの扶養になった	国保の保険証、加入した職場の保険証(扶養家族になったときは加入年月日が分かる物)
	死亡した	保険証
上記の届け出以外	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなった	保険証、在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート
	市内で住所が変わった	保険証
	世帯主や氏名が変わった	
世帯が分かれた・一緒になった	保険証、在学証明書	
修学のため他の市区町村に住むことになった		
保険証を紛失した・破損した	破損した保険証	

※手続きは14日以内に済ませてください
 ※届け出には本人確認ができる物(運転免許証など)が必要です。マイナンバーカードを持っている人は併せて持ってきてください

70歳から74歳までの人の医療費の自己負担割合について

70歳から74歳までの人(国保高齢受給者)には、医療機関の窓口で支払う自己負担割合を記載した国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。自己負担割合は前年の所得により判定し、2割または3割となります。判定方法は下図のとおりです。

自己負担割合の判定方法



※1 総所得金額から地方税法上の各種控除を差し引いた後の額。所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた額

※2 16歳未満の国保加入者数×33万円、16歳以上19歳未満の国保加入者数×12万円

※3 75歳になったことなどにより国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、後期高齢者医療制度移行後も世帯状況に変更がない人

※4 70歳から74歳までの国保高齢受給者がいる世帯のうち、「基礎控除後の総所得金額」の合計が210万円以下の場合、自己負担割合は2割となります

限度額適用認定証の申請

同じ医療機関での1カ月の医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を事前に提示すれば、保険診療分の支払いが自己負担限度額までになります。

問い合わせ

- 国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険課(☎27-2735)
- 後期高齢者医療制度加入者Ⅱ年金医療課(☎27-2739)

限度額適用認定証の交付を受けられる人

- 次のいずれかを満たす人は、限度額適用認定証の交付を受けられることができます。
 - 国民健康保険に加入している70歳未満の人で、国民健康保険税の滞納がない世帯の人
 - 住民税非課税世帯または世帯の課税所得が145万円以上690万円未満で、国民健康保険に加入している70歳以上の人やまたは後期高齢者医療制度に加入している人

- 限度額適用認定証が必要な人の国民健康保険証の原本
- 世帯主と限度額適用認定証が必要な人のマイナンバーが分かる物

【後期高齢者医療制度に加入している人】

- 窓口に来た人の顔写真付きの本人確認ができる物
- 限度額適用認定証が必要な人の後期高齢者医療被保険者証の原本
- 限度額適用認定証が必要な人のマイナンバーが分かる物

限度額適用認定証の有効期限

現在交付している限度額適用認定証の有効期限は7月31日(月)です。国民健康保険に加入していて、過去半年間に限度額適用認定証を使用している人には、7月中旬に交付申請の案内を郵送します。8

マイナンバーカードの保険証利用ができる 医療機関では限度額適用認定証が必要ありません

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額を確認できるため、限度額適用認定証を申請する必要がありません。限度額適用認定証を申請する前に、医療機関に確認してください。
 ※住民税非課税世帯で、入院日数が90日を超えた人は、長期該当の申請をする必要があります

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険 保険税(料)の通知書を郵送します

国民健康保険税(国保税)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、定められた納期限までに納めましょう。

問い合わせ

- 国保税Ⅱ国民健康保険課(☎27-2736)
- 後期高齢者医療保険料Ⅱ年金医療課(☎27-2739)
- 介護保険料Ⅱ介護保険課(☎27-2742)

納付の方法・納期

保険税(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は下表のとおりです。特別徴収の場合は、年金支給月(年6回)の年金から差し引きます。

保険料料などの相談を 電話で受け付けます

保険税(料)の内容や制度に関する質問や相談を、電話で受け付けます。保険税(料)の通知書を用意の上、電話をしてください。通知書発送後は窓口が混雑し、待ち時間が長くなる場合があります。混雑

緩和のため、できるだけ電話で問い合わせてください。

支払いに困ったら相談を

災害など特別な事情で一時的に保険税(料)が支払えなくなった場合は、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。早めに相談してください。

保険税(料)普通徴収の納期

納期	納期限(口座振替日)
1期	7月31日(月)
2期	8月31日(木)
3期	10月2日(月)
4期	10月31日(火)
5期	11月30日(木)
6期	12月25日(月)
7期	令和6年1月31日(水)
8期	令和6年2月29日(木)